

「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）への 意見募集の結果について

「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）に対する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

2022年(令和4年)9月15日(木)から2022年(令和4年)10月14日(金)まで

2 募集結果

募集期間中、3人の方から延べ8件のご意見をいただきました。

提出方法	郵送	FAX	メール	持参	合計
人数	なし	3名	なし	なし	3名

3 意見概要と市の考え方

提出いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

※ご意見は、趣旨を損なわないよう要約しています。

(1) 設置目的

No.	意見の概要	市の考え方
1	概ね賛成します。	—

(2) 開館日及び開館時間

No.	意見の概要	市の考え方
1	賛成します。	—

(3) 利用対象者

No.	意見の概要	市の考え方
1	利用対象者は、障害を持つ方を対象としますか。バリアフリー等の施設整備について、どのように考えていますか。	障害の有無に関係なく、全ての市民が利用できます。 施設はこれまでも一定のバリアフリー対応は行っておりますが、エレベーターが無い施設があるなど利用しにくい状況であることは認識しています。すべての市民を対象とした施設とするために現在トイレの改修を順次、行っています。今後も可能な範囲でバリアフリー化への対応を行っていきたいと考えています。

(4) 事業内容

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>現在の施設は、コロナ渦の影響で浴場設備は使用できませんが、今後どのように活用しますか。特に大久保の浴場設備は有効活用してほしいです。</p>	<p>浴場設備については老朽化が進み維持管理費用や光熱水費などのランニングコストが高額であること、空調設備がないなど新型コロナウイルス感染対策や利用者の安全確保が難しいことなどから、令和4年度から廃止しています。</p> <p>今後、施設に求められる役割や機能、財源の適正配分などを踏まえて、スペースの有効活用の観点から浴場の転換について取り組んでいきます。</p>
2	<p>現在の施設は、高齢者を専門とする職員を配置していますが、4月1日よりどのような職員を配置しますか。</p>	<p>全ての市民が利用できる施設へ変更することから、これまでの職員に加え、新たな利用者のニーズにお応えできる職員の配置を予定しています。</p>
3	<p>「地域福祉活動の推進に関すること。」とありますが、具体的にどのような事業内容ですか。</p>	<p>ボランティアの養成に関する事業を実施することやボランティアグループの活動、認知症カフェ、子育てサークルなど親子の集いの場、自治会等の活動、地域の団体等の会議や発表の場などの利用を想定しています。</p>
4	<p>「健康体操」や「囲碁・将棋」など高齢者が多く利用している部分は継続します。」とありますが、具体的にどのような業務が継続されますか。</p>	<p>高齢者ふれあいの里から継続する業務は以下を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操 ・健康、栄養相談
5	<p>「健康体操」や「囲碁・将棋」など高齢者が多く利用している部分は継続します。」については、2025年に向け高齢者が一段と増加しますので、特段の配慮をお願いします。</p> <p>健康体操で月の大半は利用させてもらっていますが、フレイル対策と健康寿命の延伸のため、高齢者が利用しやすい施設として存続をよろしくをお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の見直し及び貸出 ・囲碁・将棋 ・輪投げ、スカットボール ・健康器具（ヘルストロン） <p>このほか、新たに高齢者向けの健康、教養に関する講座や介護予防や認知症予防に関する講座の実施を予定しています。</p>